

へのお知らせ

あたらし しい コロナウイルスへの対策で、日本を出ることができない人、技能実習の試験を受ける
ことができない人、「特定技能1号」に在留資格を変える準備ができていない人のためのルー
ルを作りました。

① 日本から出ることができない人

→ 「特定活動（6か月・働くことができる）」か「特定活動（6か月・働くことができ
ない）」に在留資格を変えることができます。

※「特定活動（6か月・働くことができる）」は、今までと同じ仕事をする人だけです
（会社は変えることができます。）。

※「特定活動（6か月・働くことができない）」は、仕事をすることはできませんが、
新しい仕事を探すことはできます。新しい仕事が見つかったときは、「特定活動（6か
月・働くことができる）」に在留資格を変えることができます。

※新しい仕事を探すときに、条件を満たしていれば、雇用保険の給付（基本手当）をもち
もらうことができます。

<https://www.otit.go.jp/files/user/docs/200630-8.pdf>

※日本を出ることができない理由が続く人は在留期限を長くすることができます。
（更新ができます。）。

② 技能実習の試験を受けることができない人

→ 試験を受けて、次のレベルの技能実習を始めるまで「特定活動（4か月・働くことが
できる）」に在留資格を変えることができます。

※今までと同じ会社で仕事をする人だけです。

★ わからないときは、^{にゅうかん}入管 (Regional Immigration Services Bureau) ^{しゅつにゅうこくざいりゅう}出入国在留
^{かんりきょく}管理局) に質問してください。

^{がいこくじんざいりゅうそうごう}外国人在留総合インフォメーションセンター (月~金 8:30~17:15)

TEL 0570-013904

TEL 03-5796-7112 (IP、PHS、^{がいこく}外国から)

^{ちほうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}地方出入国在留管理局

^{さっぽろしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}札幌出入国在留管理局 TEL 011-261-7502

^{せんだいしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}仙台出入国在留管理局 TEL 022-256-6076

^{とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}東京出入国在留管理局 TEL 0570-034259

TEL 03-5796-7234 (IP、PHS、^{がいこく}外国から)

^{よこはましきょく}横浜支局 TEL 045-769-1720

^{なごやしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}名古屋出入国在留管理局 TEL 052-559-2150

^{おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}大阪出入国在留管理局 TEL 06-4703-2100

^{こうべしきょく}神戸支局 TEL 078-391-6377

^{ひろしましゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}広島出入国在留管理局 TEL 082-221-4411

^{たかまつしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}高松出入国在留管理局 TEL 087-822-5852

^{ふくおかしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく}福岡出入国在留管理局 TEL 092-717-5420

^{なはしきょく}那覇支局 TEL 098-832-4185